

1 補助事業	2 事業実施主体	3 補助対象となる医療機関	4 補助対象経費	5 基準額	6 補助率
協定締結医療機関施設整備事業	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を締結する病院、診療所の開設者	病床確保（感染症法第36条の2第1項第1号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	ア 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む）	ア 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 38,109,000円	第4欄に定める対象経費の実支出額と第5欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。 ア 3分の2 イ・ウ 10分の10
			イ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費	イ 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円	
	ウ 病床確保に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	ウ 个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円			
		発熱外来（感染症法第36条の2第1項第2号）に係る医療措置協定を締結する病院、診療所	発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円	第4欄に定める対象経費の実支出額と第5欄に定める基準額とを、施設ごとに比較して少ない方の額に以下の補助率を乗ずる。 10分の10
	県と医療措置協定（感染症法第36条の3）を	自宅療養者等への医療の提供（感染症法第36	自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負	个人防护具保管施設の整備 対象面積1平方メートル当たり 基準単価558,000円	第4欄に定める対象経費の実支出額と第5欄に定める基準額とを、

	締結する 病院、診 療所、薬 局、訪問 看護事業 所の開設 者	条の2第 1項第3 号)に係 る医療措 置協定を 締結する 病院、診 療所、薬 局、訪問 看護事業 所	費		施設ごとに比 較して少ない 方の額に以下 の補助率を乗 ずる。 10分の10
--	---	---	---	--	---

- ※1 上表第3欄の「医療措置協定を締結する」には、県に「確認書兼同意書」を提出済等、既に協定締結することが決まっている場合を含む。
- ※2 他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除くものとする。
- ※3 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。